（総務部に置く課等）

第四百五十三条　［１・２　略］

３　統括国税管理官及び情報処理管理官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	統括国税管理官	情報処理管理官
札幌国税局	三人	—
仙台国税局	四人	—
関東信越国税局	四人	—
東京国税局	十七人	二人
［略］		
名古屋国税局	八人	—
大阪国税局	九人	三人
［略］		
高松国税局	三人	—
福岡国税局	四人	—
熊本国税局	二人	—
合　計	五十九人	五人

（税務相談官）

第四百六十六条　総務部を通じて税務相談官五百六十二人以内を置く。

２　［略］

（主任国税管理官）

第四百六十六条の三　総務部を通じて主任国税管理官五百五十人以内を置く。

２　［略］

（国税管理官）

第四百六十六条の四　総務部を通じて国税管理官一万四千百八十三人以内を置く。

２　［略］

（統括国税実査官の職務）

第四百八十条　統括国税実査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

［一～三　略］

四　第一号及び第三号に掲げる事務に係る不服申立てに関すること。

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千六百九十八人以内を置く。

２　［略］

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千百十八人以内を置く。

２　［略］

（総務部に置く課等）

第四百五十三条　［１・２　同上］

３　統括国税管理官及び情報処理管理官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	統括国税管理官	情報処理管理官
札幌国税局	二人	—
仙台国税局	三人	—
関東信越国税局	三人	—
東京国税局	十四人	二人
［同上］		
名古屋国税局	六人	—
大阪国税局	七人	三人
［同上］		
高松国税局	二人	—
福岡国税局	三人	—
熊本国税局	一人	—
合　計	四十六人	五人

（税務相談官）

第四百六十六条　［同上］

２　［同上］

（主任国税管理官）

第四百六十六条の三　総務部を通じて主任国税管理官四百三十人以内を置く。

２　［同上］

（国税管理官）

第四百六十六条の四　総務部を通じて国税管理官一万千六十八人以内を置く。

２　［同上］

（統括国税実査官の職務）

第四百八十条　統括国税実査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

［一～三　同上］

四　第一号及び第四号に掲げる事務に係る不服申立てに関すること。

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千七百三十五人以内を置く。

２　［同上］

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千百十七人以内を置く。

２　［同上］